

公益社団法人日本観光振興協会役員報酬規程

平成 15 年 4 月 1 日 制定
平成 15 年 12 月 1 日 改正
平成 16 年 4 月 1 日 改正
平成 17 年 12 月 1 日 改正
平成 18 年 4 月 1 日 改正
平成 21 年 1 月 1 日 改正
平成 21 年 6 月 1 日 改正
平成 21 年 12 月 1 日 改正
平成 22 年 8 月 1 日 改正
平成 22 年 12 月 1 日 改正
平成 23 年 4 月 1 日 改正
平成 24 年 6 月 13 日 改正
平成 25 年 3 月 31 日 改正
令和 3 年 4 月 1 日 改正
令和 5 年 6 月 13 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本観光振興協会定款第 28 条の規定に基づき、常勤役員報酬の支給について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第 2 条 常勤役員には、報酬、調整手当、特別手当及び通勤手当を支給することができる。

(報酬額)

第 3 条 常勤役員報酬月額、次の額の範囲内で、会長が、当該常勤役員業績、協会の財政状況等を勘案して定めるものとする。

- 1 理事長 890,000円
- 2 副理事長 830,000円
- 3 常務理事 638,000円

2 新たに常勤役員となった者にはその日から、常勤役員が退任したときはその日まで報酬を支給する。ただし、常勤役員が死亡したときは、死亡した日の属する月の報酬の全額を支給する。

(調整手当)

第4条 調整手当の月額、報酬月額に100分の20を乗じて得た額とする。
(特別手当)

第5条 特別手当は、基準日(6月1日及び12月1日)に在任する常勤役員に、それぞれの基準日現在の報酬月額、調整手当の月額、報酬月額に100分の25を乗じて得た額並びに報酬月額及び調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月にあつては100分の140、12月にあつては100分の155を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在任期間の区分に応じ、次表に定める割合を乗じて得た額とする。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とするが、この場合の特別手当の額は、退職日又は死亡日時時点の報酬月額及び調整手当の額を基準として算定するものとする。

在任期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

(通勤手当の取扱い)

第6条 常勤役員の通勤手当は、公益社団法人日本観光振興協会職員給与規程を準用し、支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員の報酬はその月の17日に、特別手当は6月10日及び12月10日に支給する。ただし、支給の日が金融機関の休業日に当たる場合は、支給の日を繰り上げるものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (平成15年4月1日)

- 1 この規程の制定・改廃は、会長が決定する。
- 2 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年12月1日)

- 1 この規程は平成15年12月1日から施行する。
(平成15年12月期の特別手当の特例)

2 平成15年12月期の特別手当の額は、改正後の第5条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額から次の各号に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

(1) 平成15年4月1日において役員が受けるべき役員報酬、調整手当、及び通勤手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の前月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則（平成16年4月1日）

この規程は平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

1. この規程は平成17年12月1日から施行する。

（平成17年12月期の期末手当の特例）

2. 平成17年12月期の期末手当の額は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、同条の規定により算出される期末手当の額から次の各号に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

(1) 平成17年4月1日において役員が受けるべき役員報酬及び調整手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の前日までの月数を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則（平成18年4月1日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月1日）

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年6月1日）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年12月1日）

1. この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月期の期末手当の特例)

- 平成21年12月期の期末手当の額は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、同条に規定する報酬月額等の合計額に100分の172を乗じて得た額とする。

附 則 (平成22年8月1日)

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月1日)

- この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(平成22年12月期の期末手当の特例)

- 平成22年12月期の期末手当の額は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、同条に規定する報酬月額等の合計額に100分の150を乗じて得た額とする。

附 則 (平成24年6月13日)

この規程は、平成24年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月13日)

この規程は、令和5年6月13日から施行する。ただし、役員報酬規程第3条及び第4条の規定については、令和5年4月1日から適用することとし、令和5年4月～6月の諸手当については、令和5年7月の役員報酬支給時に本規定と旧規定の報酬差額を遡って支給するものとする。